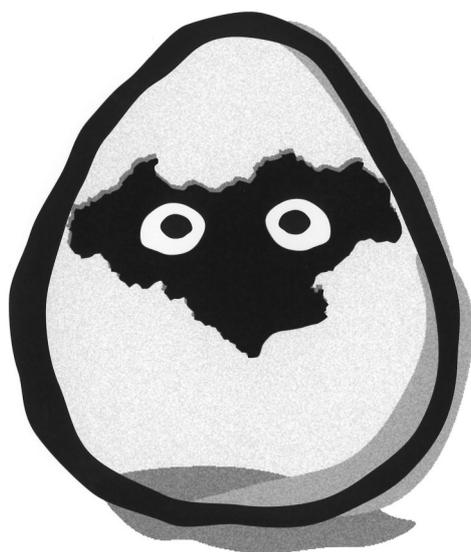


# 事業系ごみガイドブック

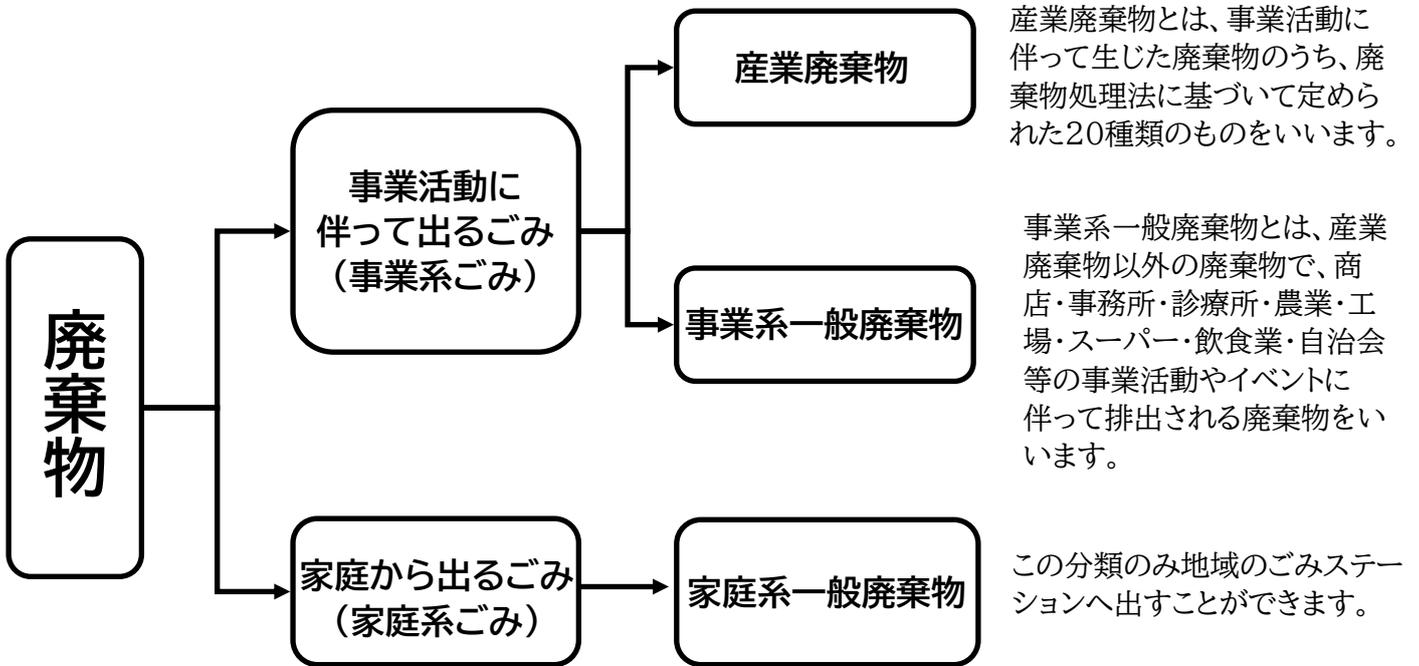


## 目次

- |                     |   |                     |    |
|---------------------|---|---------------------|----|
| 1. 廃棄物の区分・・・・・・・・・・ | 2 | 5. 資源物回収業者等・・・・・・・・ | 9  |
| 2. 事業系ごみの分け方・出し方    | 6 | 6. 事業系一般廃棄物の処理方法    | 10 |
| 3. 家電4品目のリサイクル・・・・  | 8 | 7. 廃棄物の減量化・資源化・・・・  | 12 |
| 4. パソコンのリサイクル・・・・・・ | 9 |                     |    |

# 1. 廃棄物の区分

廃棄物(ごみ)は家庭から生じた「家庭系ごみ」と事業活動に伴って生じた「事業系ごみ(事業系廃棄物)」があり、事業系ごみは「一般廃棄物」と「産業廃棄物」に区分されます。



## 事業所から出るごみをごみステーションに出すことはできません

事業系廃棄物の処理責務は事業者にあります。事業者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(第3条)」と「会津美里町廃棄物の処理及び清掃に関する条例(第5条)」において、事業活動に伴って生じた廃棄物を自己責任で適正に処理すること及び廃棄物の減量に努めることが義務付けられています。また、法第3条第3項に、廃棄物の減量や適正処理において、国及び地方公共団体の施策に協力することが定められています。

## 不法投棄や野外焼却は犯罪です

廃棄物(ごみ)は、その種類ごとに分類され、それぞれ適正に処理されなければなりません。ごみを不法投棄したり、野外焼却すると、廃棄物処理法により罰せられます。



# 産業廃棄物の種類と具体例

産業廃棄物は20種類に分類されます。どの業種から出ても産業廃棄物になるもの(表中①～⑫、⑳)と特定の業種からでた場合にのみ産業廃棄物になるもの(表中⑬～⑱)とがあります。

種類		具体例
あらゆる事業活動に伴うもの	①	燃え殻 石炭がら、焼却炉の残灰、その他の焼却残さ
	②	汚泥 排水処理後及び各種製造業生産工程で排出された泥状のもの、ビルビット汚泥等
	③	廃油 鉱物性油、動植物性油等
	④	廃酸 廃硫酸、廃塩酸等、すべての酸性廃液
	⑤	廃アルカリ 廃ソーダ液等、すべてのアルカリ性廃液
	⑥	廃プラスチック類 合成樹脂くず、合成繊維くず等固形状・液状のすべての合成高分子系化合物
	⑦	ゴムくず 生ゴム、天然ゴムくず
	⑧	金属くず 鉄鋼、研磨くず、切削くず等金属性家具類(机、ロッカー等)
	⑨	ガラスくず、 コンクリートくず、 陶磁器くず ガラス類(板ガラス等)、製品の製造過程等で生ずるアスファルト、コンクリートくず、廃石膏ボード、陶磁器くず等
	⑩	鉱さい 鋳物廃砂、電気炉等溶解炉かす等
	⑪	がれき類 工作物の新築、改築又は除去により生じたコンクリート破片、その他これに類する不要物
	⑫	ばいじん 大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法に定める特定施設又は産業廃棄物焼却施設において発生するばいじんであって集じん施設によって集められたもの

種類		具体例
特定の事業活動に伴うもの	⑬	紙くず 建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去により生じたもの)、パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から生じる紙くず
	⑭	木くず 建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去により生じたもの)、木材又は木製品製造業(家具製品製造業含む)、パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業から生じる木材片、おがくず、パーク類等、貨物の流通のために使用したパレット等
	⑮	繊維くず 建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去により生じたもの)、衣類その他繊維製品製造業以外の繊維工業から生じる木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず
	⑯	動植物性残さ 食料品、医薬品、香料製造業から生じるあめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚及び獣のあら等の固形状の不要物
	⑰	動物系固形不要物 と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した食鳥
	⑱	動物のふん尿 畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等のふん尿
	⑲	動物の死体 畜産農業から排出される牛、馬、豚、めん羊、にわとり等の死体
	⑳	①～⑱の産業廃棄物を処分するために処理したもので、これらの産業廃棄物に該当しないもの

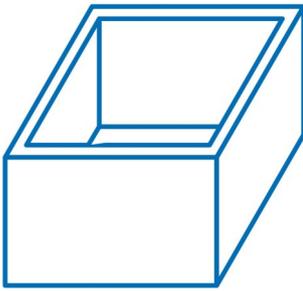
# 事業系ごみの種類と一廃・産廃の分類

ごみ区分	ごみの種類または内容	主な排出業者	一廃	産廃
紙くず	梱包材、ダンボール、壁紙等	建設業(工作物の新築、改築、除去に伴うもの)		○
		農業(出荷用ダンボール)	○	
	パルプ、紙、紙加工品、板紙、書籍等	パルプ・紙製造業、紙加工品製造業、新聞業、製本業等		○
	雑誌、新聞紙、事務用印刷紙、カタログ、梱包紙、ダンボール等	会社事務所、スーパー、飲食店等	○	
木くず	型枠、足場材、建具工事等の残材、伐根・伐採材、水道解体材等	建設業(工作物の新築、改築、造成、除去に伴うもの)		○
	残材、チップ、おがくず等	製材業、木製品製造業、パルプ製造業、家具製造業等		○
	木製机、テーブル、いす、梱包材、板きれ、看板等	会社事務所、飲食店、看板店等	○	
		物品賃貸業に係る廃木製		○
	木製電柱、木製電線ドラム等	電気工事業		○
	測量杭、測定ポール	測量業	○	
	街路樹剪定木、庭木剪定木、刈草	造園業、園芸サービス業	○	
	河川・道路管理等に伴う流木、木ぎれ、刈草	国・県・市町村等管理者	○	
	間伐材	育林業	○	
	木製とプラの椅子等一体物	全事業所		○
木製パレット(パレットに固定された木製の構築物を含む)	全事業所		○	
繊維くず	廃ウェス、縄、ロープ類、畳等の天然繊維	建設業(工作物の新築、改築、除去に伴うもの)		○
	木綿くず、糸くず、羊毛くず等の天然繊維	製糸業、紡績業等		○
	繊維くず	繊維製品製造業	○	
	布製の衣類、布団、座布団等(プラを除く)	百貨店、スーパー、寝具店等	○	
動植物性残さ	魚・獣の骨、内臓のあら、野菜くず、酒かす、麺くず、ハムくず、パンくず等	食料品製造業、パン・菓子製造業、めん類製造業、穀類・精粉業、豆腐製造業等		○
		卸売市場、飲食店、スーパー、小売店等	○	
	賞味期限切れの製品くず	卸売市場、飲食店、スーパー、小売店等	○	
動物性固形不要物	家畜の解体等により生ずる骨等の残さ	と畜場、食鳥処理場		○
	食肉の骨等の残さ	精肉店、飲食店、ホテル等	○	
動物のふん尿	牛、馬、豚、鶏、ウサギ等及び毛皮獣等のふん尿	酪農業、肉用牛生産業、養豚業、養鶏業等		○
	ペット等のふん尿	ペットショップ、犬猫病院等	○	

ごみ区分	ごみの種類または内容	主な排出業者	一廃	産廃
動物の死体	牛、馬、豚、鶏、ウサギ等及び毛皮獣等の死体	酪農業、肉用牛生産業、養豚業、養鶏業等		○
	ペット等の死体	ペットショップ、犬猫病院等	○	
燃えがら	木炭、重油、石炭がらなどの燃焼物の焼却灰、炉清掃排出物(すず)等	全事業所(浴場、焼肉店、事務所等)		○
	産業廃棄物の木くずやカンナくず等を焼却した際の燃えがら、灰	建設業、製材業、木製品製造業等		○
汚泥	工場廃水処理や各種製造工程で生ずる泥状物、道路側溝等の泥状物	全事業所(工場、飲食店、旅館、国、県、市町村等)		○
廃油	エンジン油などの鉱物性油、天ぷら油などの動植物性油、溶剤等	全事業所(ガソリンスタンド、飲食店、塗装業等)		○
廃酸	酸性の廃液を含むもので、写真定着液、アルコール発酵廃液等	全事業所(写真現像所、食品製造業等)		○
廃アルカリ	アルカリ性の廃液を含むもので、写真現像液、自動車用不凍液等	全事業所		○
廃プラスチック	合成樹脂くず、合成ゴムくず等合成高分子化合物を含むもので、タイヤ、塗料かす、ビニール袋、農業用ビニール、発砲包装材、発砲トレー等	全事業所		○
	農業用マルチ、出荷用選別かご等			
	従業員が事業所で飲食した弁当がらなどのプラ容器、ペットボトルなど	会社、事務所等	○	
ゴムくず	天然ゴムくずであって、天然ゴム製手袋、天然ゴム製器具、天然ゴム製長靴等	全事業所		○
金属くず	鉄、ブリキ、トタン、銅線、アルミサッシ、番線、ボルト、金属なべ、金属缶など	全事業所		○
	従業員が事業所で消費した後、排出した物(飲料缶などの金属容器、金属製品等)	会社、事業所等	○	
ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず	ガラス、陶磁器、ガラス繊維、モルタル、タイル、瓦、石膏ボード等	全事業所		○
	従業員が事業所で消費した後、排出した物(びんなどのガラス製容器)	会社、事務所等	○	
鉱さい	高炉、転炉等の残さい、不良鉱石、不良石炭、粉炭かす等	高炉による製鉄業、製鋼、製鋼圧延業等		○
がれき類	工作物の除去に伴い生じるものでコンクリートの破片、レンガの破片等	全事業所		○
ばいじん	大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設等で発生し、集じん施設で集められたもの	ばい煙発生施設		○
輸入廃棄物	輸入された廃棄物	全事業所		○
以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの	汚泥のコンクリート固化物等	廃棄物処理施設		○

## 2. 事業系ごみの分け方・出し方

事業系一般廃棄物として処理するもの	食品・生ごみ	食品の売れ残り 料理の食べ残り 飲食店の厨房などから 出る調理くずなど	可能な限り、生ごみの資源化をご検討ください。	
			環境センター(ごみ焼却施設)に自己搬入するか、一般廃棄物収集運搬業許可業者に処理を委託してください。	
		小売店等で売れ残った 賞味期限・消費期限内 の食品や、余剰食品、規 格外商品など	フードバンクへの寄付をご検討ください。	
	・食料品製造業などの業種から発生する食品廃棄物は <u>産業廃棄物</u> です。 ・食品関連事業者は、食品リサイクル法に基づき減量・リサイクルに取り組むよう努めてください。			
	木くず (剪定枝・刈草)	剪定枝 刈草など		環境センター(ごみ焼却施設)に自己搬入してください。  一般廃棄物収集運搬業許可業者に処理を委託してください。※産業廃棄物以外の木くずのみ
		・建設業、木材製造業、木製品製造業などの業種から発生する木くずは <u>産業廃棄物</u> です。		
紙類 (リサイクルできないもの)	リサイクルできないもの 防水加工された紙、 圧着はがき、 感熱紙、 カーボン紙 など		環境センター(ごみ焼却施設)に自己搬入するか、一般廃棄物収集運搬業許可業者に処理を委託してください。	
	・建設業、製紙業、紙加工製造業、出版業などの業種から発生する紙くずは <u>産業廃棄物</u> です。			

事業系一般廃棄物として処理するもの	<p>古紙 (リサイクルできるもの)</p> 	<p>リサイクルできるもの 新聞、段ボール、紙パック、雑誌、雑がみ(オフィスペーパー)、シュレッター古紙類 シュレッター古紙はリサイクルが原則です。 ※オフィスペーパー(雑がみ)とは、新聞、段ボール、紙パック、雑誌以外の紙です。</p>	<p>一般廃棄物収集運搬業許可業者に回収を依頼してください。</p>
		<p>・建設業、製紙業、紙加工製造業、出版業などの業種から発生する紙くずは産業廃棄物です。</p>	<p>古紙業者などに自己搬入してください。</p>
産業廃棄物として処理するもの	<p>廃プラスチック類</p> 	<p>事業系一般廃棄物 従業員が事務所で飲食した弁当がらなどのプラ容器、ペットボトルなど</p>	<p>環境センター(ごみ焼却施設、ごみ破碎施設)に自己搬入するか、一般廃棄物収集運搬業許可業者に処理を委託してください。</p>
		<p>産業廃棄物 カラーコーン、バケツ、ハンガー、ブルーシート、発砲スチロール、作業着など</p> 	<p>産業廃棄物処理業者に処理を委託してください。</p>
		<p>※柔らかいプラスチック(容器包装など)は、環境センターで産業廃棄物(燃やせるもの)として受け入れていましたが、ごみの増加に伴い、平成14年度より受け入れを停止しました。</p>	

## 3. 家電4品目のリサイクル

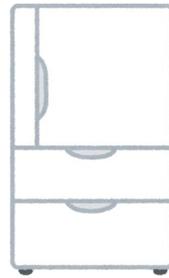
事務所、店舗などで使用しているエアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機で、家庭用として製造されたものは、「家電リサイクル法(特定家庭用機器再商品化法)」により販売店や産業廃棄物収集運搬許可業者または指定取引場所に適切に引き渡すことが定められています。



エアコン



テレビ



冷蔵庫・冷凍庫



洗濯機・衣類乾燥機

### ○処分方法

#### ① (原則) 購入した販売店、または買い替えをする販売店に依頼

必要な費用＝リサイクル料金(※)＋収集運搬料金

#### ② 産業廃棄物収集運搬許可業者に委託

必要な費用＝リサイクル料金(※)＋収集運搬料金

#### ③ 指定引取場所に自己搬入

必要な費用＝リサイクル料金(※)

自己運搬処理→郵便局にある「家電リサイクル券」で、リサイクル料金を支払い後に、自身で下記のいずれかの指定取引場所まで運搬する。

※家電リサイクル料金は製造業者等により設定金額が異なります。詳細は、最寄りの郵便局または家電リサイクル券センター(フリーダイヤル☎0120-319-640)にお問い合わせください。

家電リサイクル券センターホームページ(<http://www.rkc.aeha.or.jp>)

### ○指定取引所

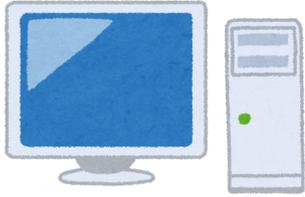
指定引き	所在地	電話番号	営業時間
株式会社 会津丸三	会津若松市河東町八田字大野原205	0242-94-2041	午前8時30分～午後5時(日曜日・祝日は休み)
株式会社釜屋 会津事業所	会津若松市町北町大字始字見島78	0242-23-1874	午前8時から正午、午後1時から午後5時まで(日曜日、祝日は休み)

※「指定引取場所」では「家電リサイクル券」の販売は行っておりません。

※上記の情報は変更になる場合がありますので、お電話等で確認してください。

## 4. パソコンのリサイクル

事務所、店舗などで使用しているパソコンの処分は、「資源有効利用促進法(資源の有効な利用の促進に関する法律)」で回収・リサイクルが義務付けられている各メーカーに処分を依頼してください。



デスクトップパソコン



ノートパソコン



液晶ディスプレイ

各メーカーの「事業系PCリサイクル受付窓口」へお申し込みください。

※その他不明な点は、一般社団法人パソコン3R推進協会のホームページ:<http://www.pc3r.jp/>からご確認ください。

## 5. 資源物回収業者等

### ○専ら物

業者名	住所	電話番号
株式会社釜屋 会津事業所	会津若松市町北町始見島78	0242 - 23 - 1874
株式会社中商リサイクル 会津営業所 若松リサイクルセンター	会津若松市神指町南四合字幕内西321 - 6	0242 - 27 - 6474
アマルク会津一ノ堰	会津若松市門田町一ノ堰字村西 566-5	0242 - 38 - 2181

※各業者の事情により、取扱品目等が変更される場合がありますので、事前に確認してください。

※専ら物…廃棄物の中で専ら再生利用を目的とする、古紙、金属くず、空きびん類、古繊維を指します。

### ○食品

業者名	住所	電話番号
株式会社佐藤総業	会津若松市一箕町大字八幡字柏木13 - 2	0242 - 24 - 5933

## 6. 事業系一般廃棄物の処理方法

事業系一般廃棄物は次の2つのいずれかの方法で処理してください。

### ①ごみ処理施設に自己搬入する

事業者自ら環境センターに事業系ごみを搬入することができます。持ち込みできる事業系ごみは、事業系一般廃棄物及び一部の産業廃棄物です。

会津若松地方広域市町村圏整備組合環境センター  
〒965-0858

福島県会津若松市神指町大字南四合字才ノ神494番地3  
電話：0242-27-9004

### ○利用時間

施設種類	ごみ焼却施設	ごみ破碎施設リサイクルセンター
曜日	月～金曜日(祝祭日を含む)	月～金曜日(祝祭日を除く)
時間	午前8時30分～正午 午後1時00分～午後4時30分 ※祝祭日の水曜日は午前のみ	午前8時30分～正午 午後1時00分～午後4時30分

### ○手数料(事業系一般廃棄物)

区分	使用料
燃やせるもの	10kgごとに120円
燃やせないもの	10kgごとに260円

### ○使用料(産業廃棄物)

区分	手数料
燃やせないもの	10kgごとに350円

処理できる産業廃棄物(燃やせないものに限る)

- ・一般廃棄物の処理に支障を生じない範囲の量のもの
- ・固形状廃プラスチック類(自動車用タイヤを除く)
- ・金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず

## ②一般廃棄物収集運搬業許可業者に処理(収集運搬)を委託する

自己搬入できない時は、下記の民間事業者に処理(収集運搬)を委託してください。

### ○会津美里町一般廃棄物収集運搬業許可業者一覧

名称	電話番号	所在地
会津美里町一般廃棄物協業組合	0242-85-6835	会津美里町
有限会社東北環境エンジニア	0242-84-3680	会津坂下町
有限会社若松環境衛生センター	0242-28-5116	会津若松市
株式会社ジー・エス・ピー	0242-22-2929	会津若松市
松浦商事株式会社	0242-27-4433	会津若松市
株式会社佐藤総業	0242-24-5933	会津若松市
株式会社いいで	0241-38-3808	喜多方市
会津清掃有限会社	0242-27-0269	会津若松市

**許可を受けていない業者には、  
ごみの運搬や処分を委託できません。**

廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合は、町の許可を受けた業者など、法令で決められた者に委託しなければなりません。これに違反した場合は、5年以下の拘禁刑若しくは、1,000万円以下の罰金又はその両方が課せられます。

### ○産業廃棄物を処分したい場合

許可を受けた産業廃棄物処理業者に処理を委託してください。

産業廃棄物処理業者の紹介

一般社団法人  
福島県産業資源循環協会

TEL 024 - 524-1953

産業廃棄物に関する相談

福島県  
産業廃棄物課

TEL 024 - 521-7264

## 7. 廃棄物の減量化・資源化

事業者は、事業系ごみの再生利用等を行うことにより廃棄物の減量化に努めなければなりません。

廃棄物の減量化・資源化に取り組むと多くのメリットがあります。

12 つくる責任  
つかう責任



### ①処理コストの削減

ごみの量が減ることで、ごみ処理にかかるコストが削減できます。

### ②企業のイメージアップ

ごみの減量化や資源化を進めるためには、持続可能な社会の実現を目指す国際目標「SDGs」のゴール12「つくる責任・つかう責任」の達成に資するもので、積極的に取り組むことで企業のイメージアップにつながります。

## ○古紙の減量化・資源化

### ポイント① 基本は紙類の減量化

- ・電子媒体等によるペーパーレス化  
会議などではプレゼンテーションソフトなどを使用し、紙の資料を減らす。
- ・裏紙の利用  
裏面が印刷されていない紙などをメモ用紙として再利用する。
- ・両面印刷や2in1印刷の励行  
複数ページを印刷する場合は両面印刷などの機能を積極的に使用する。
- ・書類の一元化  
連絡文書などは回覧や掲示にするなど作成部数を削減する。

### ポイント② 分別を徹底する

減量化をしたうえで発生した紙類は種類ごとに分別して資源化しましょう。

新聞



段ボール



雑誌



オフィスペーパー



### ポイント③ 資源化へつなげる

分別した古紙は、資源化業者に委託して資源化しましょう。

### 注意！！

感熱紙、カーボン紙、ノーカーボン紙、圧着はがき、汚れや臭いのついた紙や写真、汚れが付いたり、ろう引きの段ボールなどは資源化できません。

## ○生ごみの減量化・資源化

〈日本の食品ロスの現状〉

日本国内で期限切れや食べ残しなどにより、本来食べられるはずだったにも関わらず廃棄される「食品ロス」は年間464万t、このうち食品関連事業者から発生する事業系食品ロス量は231万tと推計されます(令和5年度)。

⇒日本人1人当たりになると、1日約102gが捨てられていることになります。

### ～食品ロス・ポータルサイト～

環境省は、食べ物を捨てない社会を目指し食品ロスに関する正確で分かりやすい情報を事業者、消費者、自治体に提供するためのサイトを設けています。

事業者の方々向けの情報も充実していますので、ぜひ活用ください。



## ○生ごみの減量に向けた事業者の取り組みポイント

### ①仕入れ量の調整

食材を仕入れるときは、多すぎることがないように、慎重に発注しましょう。

### ②発生の抑制

小盛りメニューや、食べ残しを持ち帰りできるサービスの導入を検討しましょう。

### ③廃棄の削減

消費期限間近な商品などは、値引きするなど買い求めやすくして、なるべく廃棄しないようにしましょう。

### ④水切りの徹底

ごみを出す前には十分水切りをして減量に努めましょう。

### ⑤過剰除去の削減

調理の際などにまだ食べられる部分の除去に気をつけ、廃棄量を減らしましょう。

### ⑥リサイクル

生ごみを飼料・堆肥・エネルギーなどへリサイクルしている業者に処理を委託しましょう。また、生ごみ処理機により生ごみをたい肥化し、リサイクルしましょう。

### ⑦消費者への呼びかけ

食品ロス削減のため、購入してすぐ食べる場合は、商品棚の手前にある商品等、販売期限の迫った商品を積極的に選ぶ「てまえどり」を呼びかけましょう。

# 事業系ごみガイドブック

## 令和7年8月 発行

会津美里町 町民税務課 生活環境係

〒969-6292

福島県大沼郡会津美里町字新布才地1番地

TEL 0242-55-1166 FAX 0242-55-0187

E-mail

[choumin@town.aizumisato.fukushima.jp](mailto:choumin@town.aizumisato.fukushima.jp)



町公式webサイト